

「空き家を発生させない利活用と相続対策」セミナー

& 無料相談会

2022年 **12/17** 土 **13:15~16:20**
[開場 12:45~]
事前予約制 無料



会場 **用賀大東京ビル 2階 会議室**
世田谷区用賀2-27-1 用賀大東京ビル2階

アクセス ・東急田園都市線：用賀駅 東口 —— 徒歩約6分

タイムスケジュール

セミナー（2階 会議室）

セミナー定員 **40名**

13:15~ **開会の挨拶** 東京都行政書士会

13:25~ **セミナー**

実家や持ち家を空き家にしないために
「よくわかる相続・遺言のポイント」

講師：石田 裕子氏（東京都行政書士会空家対策特別委員）

(14:10~ 休憩)

14:20~ **セミナー**

自分らしく、私たちらしく
「事例から考える住まいの利活用」

講師：佐々木 由美子氏（東京都行政書士会空家対策特別委員）

15:05~ **セミナー閉会の挨拶** 東京都行政書士会

個別相談会（2階 会議室）

相談会 **10組** (30分/組)

相談会は、セミナーの後に実施します。

15:20~ 「住む、貸す、売る、活かす」
住まいの無料個別相談会

不動産のことや相続・遺言などのことを
ぜひこの機会にご相談ください。

16:20 終了



コロナウイルス感染症対策について

コロナウイルス感染症予防のため、入室時に体温測定と手指消毒をお願いします。
会場内ではマスク着用をお願いします。
万一の事態に備え、受付時に住所・氏名・電話番号のご記入をお願いします。

参加予約される方は、12/15 (木) までにこちらへお電話ください。

予約申し込み先・お問い合わせ先
東京都行政書士会 事務局 空き家担当

☎ **03-3477-2881**

9:00~12:00, 13:00~17:00 (土・日・祝日除く)

共催：東京都行政書士会
東京都行政書士会 世田谷支部
後援：世田谷区

<https://www.tokyo-gyosei.or.jp/>



こんなお悩み ありませんか？

高齢の親が施設入居することになった。
空き家になりそうな実家など財産管理はどうしよう？

成年後見制度の活用

一人暮らしで持ち家を相続する人がいない。
どこかに寄付できないか？

遺言書の作成

空き家を活用して民泊やカフェをしたいが開業の届けは
どうするの？

各種許認可申請

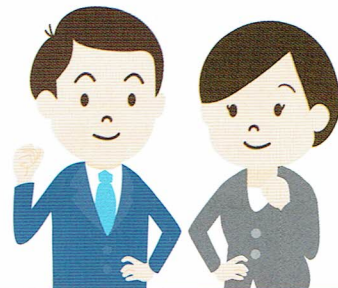
親の家を相続することになったが、住む予定はない。
何か活用できないか？

相続した空き家の利活用

空き家をリフォームして賃貸したいけど、費用が高額になりそうだ。
どうしよう？

補助金等申請

あなたのお悩み 行政書士が解決いたします！



空き家に関するお困りごととはご相談ください

東京都行政書士会
市民相談センター



03-5489-2411



電話相談

12:30～16:30 (土・日・祝日除く)

ホームページ

<https://www.tokyo-gyosei.or.jp/>

お電話でのご相談は無料。個別の業務依頼については一部有料となる場合があります。

行政書士は街の法律家

行政書士は、権利義務、事実証明に関する書類作成や行政への許認可手続の専門家です。
遺言書の作成、相続手続のご相談、また法人設立や助成金申請など空き家の利活用に向けて多方面からサポートします。
東京都行政書士会は「令和4年度東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業」の事業者に選定されました。